

都の仕事であるため、区の力だけでは解決できないことがあります。このようなとき区議会は、国や東京都その他の機関に対し、「意見書」を提出して問題の解決を求めます。

## 意見書とは

23区の固定資産税は都区共通の財源であり、こうした減免措置等の継続は当区の財政運営にも影響を与えることになるが、東京都が財政再建を優先させて減免措置等を廃止することになれば、区民、とくに景気回復傾向にあるものの、地域経渋の本格的な回復の鍵を握っている中小事業者の多くが、景気の回復を実感するまでには至っていないのが現状であり、依然として厳しい状況が続いている。

わが国の経済は、大企業を中心とした景気回復傾向にあるものの、地域経渋の本格的な回復の鍵を握っている中小事業者の多くが、景気の回復を実感するまでには至っていないのが現状であり、依然として厳しい状況が続いている。

### 固定資産税・都市計画税の減免および軽減措置等の継続を求める意見書

第四回定例会では、議員提案された意見書を可決しました。全文は次のとおりです。

**意見書**

りわけ中小事業者に与える影響は極めて大きく、地域社会の活性化、ひいては日本経済の回復にも悪影響を及ぼす要因となることが強く危惧される。

よって、本区議会は、東京

都に対し、現在の景気状況における区民の税負担感に配慮し、負担増になることのないよう、次の事項について強く要望する。

1 小規模住宅用地に対する都市計画税の、恒久化を目指すこと



2 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の、恒久化を目指した減免措置を今後も継続すること

3 負担水準が65%を超える商業地等の固定資産税・都市計画税の税額を、負担水準が65%の場合の税額まで軽減する措置を今後も継続すること

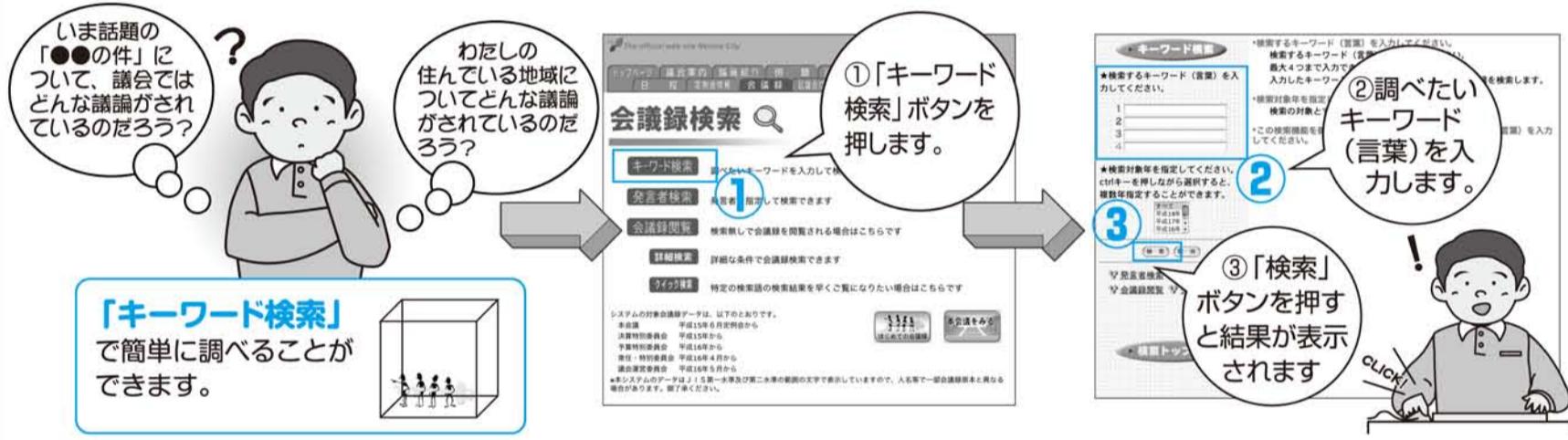
以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

▽あて先 東京都知事

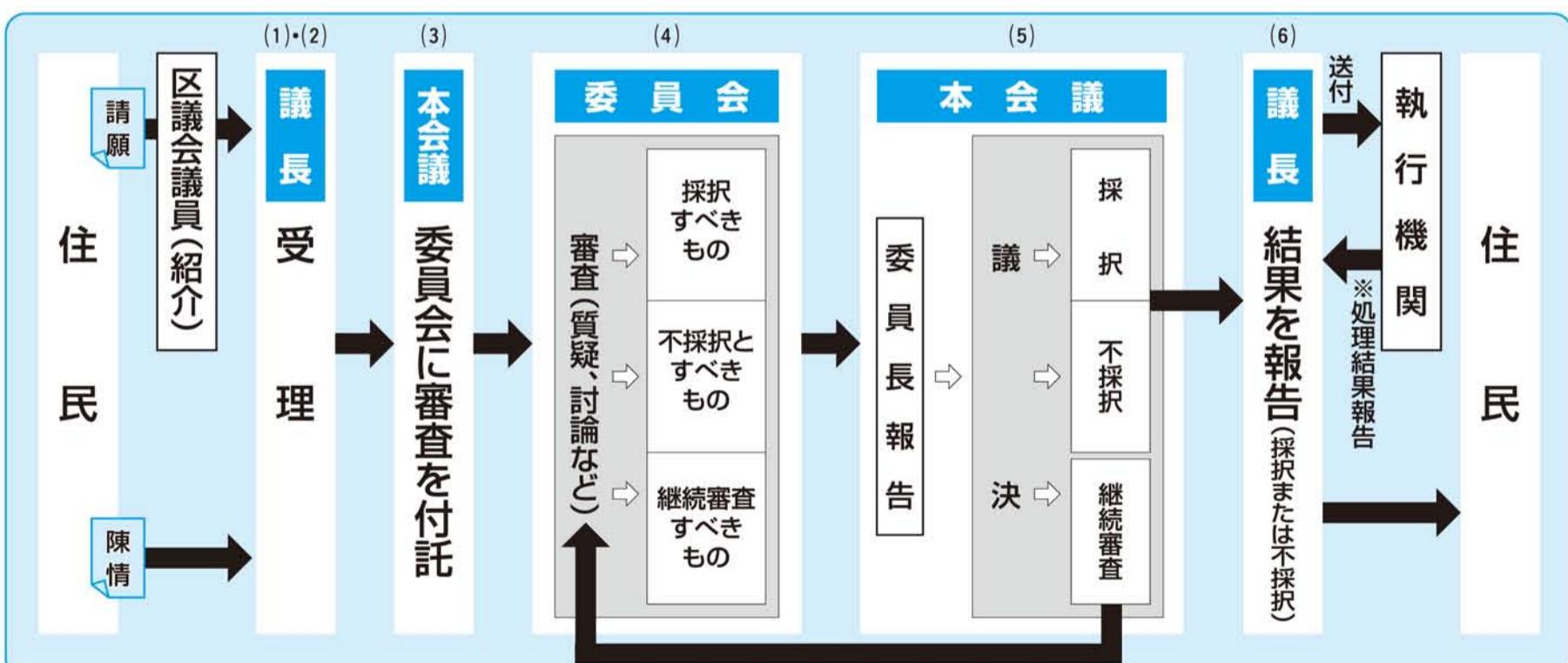
## ホームページで会議録をみよう！ キーワード検索編

<http://www.city.nerima.tokyo.jp/gikai/kensaku.html>

議会では、練馬区をよりよくするために、さまざまな問題について区民の代表である区議会議員と、区長等が議論を行っています。会議録検索システムを利用すると、自宅で簡単に議論の内容をることができます。



## 請願・陳情の審査の流れ



- 提出された請願・陳情の内容を議会事務局で確認します。
- 議長が受理します。
- 受理した請願・陳情は専門的に審査するため、委員会に付託します。
- 付託された請願・陳情は委員会で質疑や討論がされ、
  - ・採択すべきもの
  - ・不採択とすべきもの
  - ・継続審査すべきもの
 として、取り扱いの決定がされます。



- 本会議において、委員会での審査結果を報告し、請願・陳情の取り扱いを議決します。(継続審査の場合、引き続き委員会で審査します。)
- 議長は採択または不採択となった請願・陳情の提出者に審査結果を通知します。
  - 採択の場合、区長や教育委員会などの執行機関に送付し、実現を要請します。また、必要に応じて、国や都の関係機関に要請書や意見書の提出も行います。
  - \*執行機関は、採択された請願・陳情の処理状況を議会へ報告することになっています。